



ケアマネ・ポート

KYOTO CARE MANE PORT

Contents

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大に思うこと
—介護支援専門員の皆さまへの感謝とエールを込めて—
- 3 法定研修を開催するにあたっての当会の取り組みについて
- 4 新型コロナウイルスの影響についての発信
- 6 公益社団法人京都府介護支援専門員会研修センター
- 7 代議員紹介
- 8 事務局からのお知らせ／編集後記

新型コロナウイルス感染症拡大に思うこと — 介護支援専門員の皆さまへの感謝とエールを込めて —

公益社団法人 京都府介護支援専門員会 会長 井上 基

会員の皆さま、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊張の日々が続いていることと存じます。自らが感染しないことはもちろんのこと、ご自身の家族・同僚、利用者・介護者、その他さまざまな関係者などへの感染予防、また、感染者・濃厚接触者になった場合にはその対応とご苦勞が絶えないと思います。

それでも利用者支援の最前線に立ち続ける皆さまと、医療・介護の現場にいる様々な職種、京都府・市町村の職員などの懸命な働きに対して、心から感謝し敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療・介護の世界だけでなく、まさに社会の仕組み・価値観を大きく変えました。当然のことながら当会の事業も中止・縮小・変更を余儀なくされています。

6月に予定をしていた定時総会は郵送による紙面評決に変更（無事にすべての議案が承認）、本来は意見交換をする貴重な機会であるブロック委員総会や拡大理事会はともにやむなく中止としました。

すべての法定研修、企画研修において、延期、規模縮小、カリキュラムやグループワーク方法の大幅な見直しが必要となりました。色々な課題はありながらも、試行錯誤しながら積み上げてきた各種の研修が予定とおりに実施できない事態は、身を切るほどに本当に辛いことでした。研修受講を計画的に予定していた皆さんにも多くの苦勞と負担をお掛けしたと思います。

介護支援専門員の実務についても、それぞれの現場で、コロナ禍での新しい課題が見えてきました。訪問でのモニタリングや対面でのサービス担当者会議の自粛、サービス事業所の自主休業・提供サービスの縮小、施設や病院での面会制限等、「訪問しても良いのだろうか?」「電話で済まして本当に良いのか?」など真面目な介護支援専門員であるほど悩んだのではないのでしょうか。私たちは相談（間接）援助職でありながらも、利用者や家族、サービス事業所、主治医などと心理的、時には物理的にも距離を縮めて、ある意味で「密」となるような実践を積んできました。それが3密を避けなければならない状況は、まさに私たちの存在価値を根本から揺るがすとともに、新たに「介護支援専門員による支援は不要・不急なのか」との問いを突きつけられる体験だったのではないのでしょうか。

しかし、一方では、「WITHコロナ」として、新しい生活様式とそれに合わせた新しい社会が動き始めました。今や本会の会合の殆どはZoom等を活用したオンライン開催となっています。

法定研修・企画研修も、連日オンライン会議などで議論を重ねた結果、何とか開催できるところまで辿り着きました。（いつ延期や中止になるかもしれないと不安は大きいですが…）

介護支援専門員の実務面では、自由に動けないからこそ、改めてケアマネジメントの一つ一つのプロセスの意味を見つめ直すとともに、その中でやはり、直接会う、訪問する、連携することなどの意義やそれらが持つ力を強く実感する機会になったようにも思います。

緊急事態宣言の中、歌手の星野源さんが作詞作曲し、いろんな人が賛同した「うちで踊ろう」という歌をご存じでしょうか。この歌は次のような歌詞で締めくくられています。「うちで歌おう 悲しみの向こう 全ての歌で 手を繋ごう 生きてまた会おう 僕らそれぞれの場所で 重なり合えそうだ」

今は辛い時ですが、悲しみの向こうには、また、手をつなぎ、重なり合える日が必ず来ることを信じて、みんなで乗り越えていきましょう。

法定研修を開催するにあたっての 当会の取り組みについて

法定研修委員会 担当当事務 堀田 裕

当会は介護支援専門員に係る法定研修のうち、「再研修」「更新研修（実務未経験者）」「専門研修課程Ⅰ」「専門研修課程Ⅱ」「主任介護支援専門員研修」「主任介護支援専門員更新研修」について、京都府から委託を受け、研修運営を行っています。それぞれの研修の内容等を検討するために、ワーキング委員会を設置し、各研修担当理事や委員長、委員を中心に定期的に会議を開催し、検討された内容等を法定研修委員会で共有しています。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の流行では、様々なイベントが中止されました。法定研修でも、3月に開催予定としていた主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の一部が延期ののち課題提出での修了が認められる等、過去に例のない事態となりました。4月17日には京都府においても緊急事態宣言が発出され、皆様も日常生活において大変な時期を過ごされたと思います。WITH コロナの現状であり、新しい生活様式を実践することが求められている中、法定研修もこれまでのようなスタイルで研修を実施することが難しくなりました。例えば、3密（密閉・密集・密接）を回避するために、研修会場の利用についても収容人数よりも少ない定員での実施が求められ、日程や内容等を大きく見直すことになりました。

法定研修委員会では京都府の担当者を交えた会議を開催し、安全に研修が実施できるよう検討し、「令和2年度法定研修開催に関するガイドライン」を作成しました。また、研修の実施方法についても、感染症のリスクを減らすため、できるだけ研修会場に長時間留まらないように配慮することや、演習の進め方についても各ワーキング委員会で検討しました。

令和2年度京都府介護支援専門員法定研修 感染症拡大予防ガイドライン	
<p>1. はじめに</p> <p>令和2年度における介護支援専門員法定研修のうち、当会が実施する「再研修」「更新研修（実務未経験者）」「専門研修・実務経験者更新研修課程Ⅰ」「専門研修・実務経験者更新研修課程Ⅱ」「主任介護支援専門員研修」「主任介護支援専門員更新研修」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため本ガイドラインを基本に運営をする。受講者においても、感染防止の観点から本ガイドラインの内容を了承したうえで受講すること。なお、このガイドラインの内容は、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。</p> <p>2. 感染症対策についての基本的事項</p> <p>2-1. 人と人の距離等：3密（密閉・密集・密接）の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の質を確保しつつ、人と人の接触をできる限り避けるよう実施内容を検討する。 ・対人距離（最低1m以上）を確保した座席配置を行う。 ・講師やスタッフ及び受講者に対するマスクやフェイスマスクの着用等を徹底する。 ・研修中の換気については、30分に1回（5分程度）を目安に、周辺の会場との関係で可能な範囲で換気を行う。 <p>2-2. 会場の入場制限</p> <p>以下の場合、会場への入場を制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時に受講者へ実施する検温で体温が37.5度以上の場合 ・咳等の呼吸器症状や、講師等が体調不良と判断し症状を確認して入場制限が妥当と判断した場合 ・マスク着用等を指示しても従わない場合 <p>2-3. 研修会場における感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場に手指消毒薬を設置する。 ・講師やスタッフ及び受講者の手が触れる場所（ドアノブやマイク、PC等）を適宜消毒する。 ・万が一感染が発生した場合に備え、受講者等の名簿を適正に管理する。また、座席を指定することで、当日の受講者の位置が特定できるようにする。 <p>3. 受講者に協力してもらうこと</p> <p>3-1. 他者との接触を最低限にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時や退席時、集合場所等において、密にならないよう、対人距離（最低1m以上）を確保するよう努める。 ・研修中は体調に無理がない範囲でマスクの着用を徹底する。 ・昼食については、場所、各自が持ち帰り指定された場所で食事をとるようにする。（不特定多数が利用する飲食店での食事は控える）また、食事をとる場合はマスクを外すため、対面での食事や会話を避ける等、感染拡大予防に努める。 ・筆記用具等は各自で持ち寄り共有すること避ける。 ・指定された座席から無断で移動しない。移動が必要な場合は事前に事務局に申し出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触※1がある場合、研修開始日から14日以内に政府から入国制限※2、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、事前に事務局に申し出る。（受講を自棄していただく。） <p>3-2. 体調管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修日以外も定期的に検温を心がけ、研修前日までの発熱については事務局に相談をする。 ・研修前日までに、咽頭痛や倦怠感、味覚・嗅覚異常等の新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状が出ている場合は、事前に事務局に相談をする。 ・研修当日に発熱した場合は、受講を自棄する。 <p>4. 研修の開催基準について</p> <p>感染症等により京都府内において「緊急事態宣言」が発令された場合や、受講者から新型コロナウイルス感染者が出た場合及び受講者の中に濃厚接触者がいることが判明した場合は、主催者である京都府が感染協議をした上で判断する。</p> <p>※1 濃厚接触者とは「患者（確定例）（無症状病原体保有者を含む、以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者 ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者 ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。 <p>（参考）国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的陽性調査実施要領」 https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/coronavirus/2019nCoV-02-200529.pdf</p> <p>※2 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域について （参考）法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/nyuokokukami/koshou/nyuokokukamr01_00151.html http://www.moj.go.jp/content/001318288.pdf</p> <p>（令和2年7月1日作成） （令和2年8月12日改訂） 公益社団法人 京都府介護支援専門員会</p>

※ガイドラインでは、感染症に対する基本的事項を定め具体的な対策等を明文化しました。

※ガイドラインは当会ホームページでもご確認いただけます。

http://www.kyotocm.jp/download/r02houtai_all/

最後に、受講者が安心して研修に参加することができるように、法定研修委員会や各ワーキング委員会を中心に、会として一丸となって研修事業に取り組んでいます。受講者の皆様におかれましても一人ひとりが感染予防に対する意識を持って取り組んでいただくことが重要になりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスの影響についての発信

役員・会員の方々にご協力いただき、新型コロナウイルスによる影響について広報委員で電話取材いたしました。誌面の都合により、全てのブロックを掲載できなかったこととお詫び申し上げます。なお、回答いただきました内容はブロック毎でとりまとめたものではございませんので予めご了承ください。

- ①所属事業所の属性
- ②コロナ禍の中での日常業務の具体的変化（単に臨時的取り扱いを実施したというのではなくその中で気を付けていること、工夫していること等）
- ③住民の活動自粛に伴う地域の変化（サービス利用自粛、事業所のサービス提供の変化、相談件数の増減、相談内容の変化、サロンの休止、地域活動の自粛等）
- ④すでに把握している又はこの先懸念される高齢者への影響と対策等

中丹ブロック理事 佐藤 弓子 （医療法人 福富士会 居宅介護支援事業所）

- ①居宅介護支援事業所（病院併設）
- ②毎日検温し所属長へ報告。体調不調時は出勤しない。感染者の多い地域への外出・外食の自粛、プライベートでも3密を回避している。日常業務では、マスク着用、手洗い、手指消毒を徹底。食事は対面を避け、都度テーブルをアルコール消毒する。来院者すべての検温を玄関で実施。感染者がでると、病院機能がストップして地域医療の崩壊につながるため、緊張感を持って行動している。保険者からサージカルマスクの配布があり、業務で使用。モニタリングを拒まれる介護者もあり、介護者の職場へ出向いたり、自宅の外で対応したり、電話で状況確認をして対応をして、保険者には特段の事情として報告している。中丹圏域の感染者数が増加傾向の時は、サービスの利用自粛される方がある。自粛中は介護者が対応されるため電話で連絡をこまめにとり、利用中のサービス事業所の感染対策内容などケアマネジャーが把握した情報を、利用者や介護者に伝えている。
- ③スタッフが参加しているボランティア活動が休止中。再開の目処が立っていない。
- ④精神的に追い詰められ体調を崩す恐れのある方ほど、日常生活のリズムを崩さずにルーティンがきちんと繰り返せるようにサービスを調整して支援する。

中部ブロック理事 吉田 桂子 （ほほえみかぐら居宅介護支援事業所）

- ①居宅介護支援事業所
- ②全員が出勤前に検温し、日常の手洗いを心がけている。訪問（外出）時には携帯用の消毒液を持参。緊急事態宣言発出のあたりからモニタリング訪問の際は、まず電話にて意向確認を行っており、1例を除き断られることなく訪問している。サービス担当者会議は状況に応じ人数制限し、一部事業所に関しては照会に置き換えている。一律に何名以内というのではなく、利用サービスの種類や居宅の状況に応じて個別に判断している。感染拡大による事業所の休止に備え、代替サービス必要者リストを作成し、職員の出勤停止等にも備えて事業所内で共有を図っている。
- ③ショートステイ利用者に感染疑い例が発生し、陰性が確認されるまで事業休止となった例がある。通所系サービス利用自粛の風潮を受け、入浴だけの短時間サービス等、柔軟な対応を行ってくれている。サロンやミニデイの多くは休止しているが、徐々に再開の動きあり。病院の出入りは制限が厳しく、家族までも含めた面会制限状況が続いており、本人に面会できない退院カンファレンスもある。南丹市では高齢者に対するコロナ禍影響のアンケートを実施。介護者がストレスを感じている様子がうかがえた。
- ④介護保険外のサロンの休止で閉じこもりが心配される。個人差あるが、家どうしの距離がある山間部では孤立も危惧される。

京都市北西ブロック理事 北川 裕之 （居宅介護支援事業所 聚楽）

- ①居宅介護支援事業所
- ②感染拡大防止の中で、訪問しないことで利用者の状態が悪化した、虐待が発生したといった事例があった。法人内居宅で話し合っ必要に応じて訪問。消毒用のアルコール、プラ手袋、ガウンを持参している。事業所内のデスクにアクリル板を設置、半日在宅勤務や時差勤務などを行った。
- ③通所系サービスの利用回数を減らしている利用者が少い。サロンや人が集まる場所に行けない人がいたが、大きなADLの変化は感じられない。
- ④②と被るが、利用者の生活を守ることに重きを置いて基本業務は変えず、感染予防に取り組む。各行政区で行っていた事業所連絡会が開催されていないため、工夫していく必要がある。

京都市北東ブロック 松本 恵生 (京都市岩倉地域包括支援センター)

- ①地域包括支援センター
- ②区の会議がオンライン（Zoom）での開催に移行。オンライン会議参加のために備品を購入し、事業所内で同時に3つのPCから会議に参加できるようにしている。通勤時の混在をさけるため早出・遅出出勤を新たに設けたところ、今のところ、残業が減っているように感じる。飛沫防止の亚克力板や受付にビニールカーテンを設置。空調を入れながら窓を明け、換気をこころがけている。
- ③通所サービスの利用を控える方が今も若干おられる。相談件数・内容に特段変化は感じないが、退院前カンファレンスが開催できない、面会ができないこともあり、電話での情報収集や連携などを今まで以上に気をつけて行動している。地域ケア会議の開催に影響が出ており、医師の参加率のことだけでなく、地域の役員が高齢でオンライン会議に参加できないなど、難しい状況。
- ④コロナにより、本人・家族（介護者）の仕事が減り、生活苦に陥っているケースも。最悪の場合、ストレスや経済的等の虐待として表面化する場合もある。圏域の認知症カフェの開催も本年度中止となり、地域のサロンなどの居場所も開催を見合わせている中、“入口”と言われる方の空白の時間を埋める先がないことが大きな課題。

京都市南西ブロック理事 橋本 かおり (居宅介護支援事業所すみれ)

- ①居宅介護支援事業所
- ②毎日の検温と体温計・手袋・マスク・アルコールを常に携帯し適宜使用する。訪問ごとに手指と靴、靴裏のアルコール消毒。事務所に戻った際にはカバン、靴のアルコール消毒。郵便物や訪問時の持参書類等は事務所内所定の場所に留め置き、2日経過後に処理する。来客は原則入室を断り、玄関で対応。玄関内のアルコール消毒とドア・ドアノブの消毒。
- ③通所利用を嫌がっていた利用者がコロナを理由に行かなくなった。緊急事態宣言の頃に通所利用を休んでいた利用者は利用復活している。今のところは自粛・変化ともない様子。事業所は新規受け入れをしないところが多く、特に訪問介護が困っている。相談件数は特に変化はない。
地域のサロンは休止している。
- ④感染対策が全く念頭にない利用者への対応について苦慮している相談がある。どうすべきか対策は思いつかないが、説明しながら関わり続けるしかない。

京都市南東ブロック理事 今松 一郎 (本能地域包括支援センター)

- ①地域包括支援センター
- ②日頃から手指消毒やうがい、マスクといった基本的な感染症対策を行っている。訪問時、玄関に入る前にあらためて手指消毒するなど、より丁寧な行動となっている。国の通知を受けて、市もモニタリング訪問についての指針を出したので、要支援の方へのモニタリング訪問は利用者の意向に応じて訪問頻度が減るなどしている。
- ③自粛によって活動量が減ったことで心身の状態が悪化している人が多く、相談件数も総じて多い。遠方の家族から「コロナ禍で行けないので訪問しに行ってほしい」との相談もあった。一方で、運動機能訓練型のデイサービスを休まれた方が体力低下したものの、利用再開して“運動”“交流”の意義を再確認できた方もあり、「災い転じて福となす」の感がある。
- ④サロンなどが軒並み休止しているなか、デイサービスは現在、通常営業されているところが多いため、サロンに通えなくなった人が新規申請をしてデイサービスへ移行されるケースも少なからずある。住民主体の活動の動向を見守りながら、高齢者にとって途切れることのない支援を心がけている。

乙訓ブロック理事 村上 雅代 (向日市中地域包括支援センター)

- ①地域包括支援センター
- ②包括業務のなかで“3密回避”を心がけている。
- ③市全体の話ではないが、センターへの相談件数は一時的に減ったものの、自粛の一部解除が発表されて以降は元に戻っている。住民主体のサロン活動はほとんどのところで中止となっており、役員同士で連絡をとりあう、相談希望の住民に役員の方が電話で傾聴対応するなど、工夫をされている。デイサービスは感染対策をとりながら継続しており、サロン参加者がデイサービスへ移行するパターンも少なからずある。今後の給付費上昇が心配。
- ④具体的な対策まではなかなかできていない。住民の活動の場が今後も制限されてしまうと、いわゆる元気高齢者も減っていくことになりかねないので、まずは住民が「何に困っているのか」の把握が必要。7月当初は大雨の影響で、そして梅雨明けと同時に一気に猛暑となって活動低下に拍車がかかっており、本来であれば訪問による安否確認するのが望ましいが、ままならない現状。他の地域での取り組みなど、情報を共有したい。

山城ブロック理事 北野 太郎 (八幡市在宅介護支援センター有智の郷)

- ①居宅介護支援事業所

- ②国通知を受けて、新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の対応方針（通知）が4市3町のうち、3行政区から出された。利用者への事前のアポイントメント連絡時に、単に“感染が心配=訪問しない・開催しない”という話の流れにならないよう、“訪問しない・開催しない”ことになっても利用者の生活がしっかり守れるような支援を心がけた。また、国通知の第12報については複数の事業所が算定。デイサービスとショートステイの利用回数はそのままに、限度額超過しないよう家族が仕事を休まれる等、利用回数を減らさざるをえないケースもあり、利用者と家族双方に多様な影響が生じている。
- ③市の予防事業は中止となり、参加者にアンケート調査を行った。開催を楽しみにしている一方で、集団感染を心配している意見も散見され、通所系介護サービスに興味のある方もおられた。参加者の想いや心配にこたえながら、WITHコロナ時代での開催の在り方を市と相談・検討している。
- ④地域包括支援センターや在宅介護支援センターの相談受付件数は増加傾向。集団の場に出向くのを躊躇するケースがあり、社会的フレイルに陥りやすい傾向かもしれない。対策として具体的に行っていることはないが、中止となっている認知症カフェをLINE等で再開できな

いか検討を始めているところ。

相楽ブロック理事 株柳 聡子
(木津川市地域包括支援センター山城)

- ①地域包括支援センター
- ②協議体や地域ケア会議といった会議が中止となり、再開しても3密を避けての制限を行っており、見守り声掛け訓練など定例で行っていたものが中止となっている。啓発活動の必要な方には面会せずチラシ配布などで行っている。
- ③介護予防を目的に行っていた委託事業や自主活動が中止となり介護サービスが必要となる方が数名おられた。4月・5月の相談件数は減少したが以降は以前と変わらない状況。減少した理由として面談できないことから自粛された方が多かった。
- ④徐々に地域活動は再開してきているが感染を懸念して家族が再開を反対するケースもみられ地域の互助機能が低下している。入退院に際し精神面で不安になられる方が本人・家族ともに多く、状態変化が書面だけでは伝わらないことがあるので小まめな電話連絡による確認を行っている。

公益社団法人京都府介護支援専門員会研修センター

令和2年9月に公益社団法人京都府介護支援専門員会研修センターを開設しました。当会が実施する法定研修や企画研修等を受講していただけるよう準備してお待ちしております。

公益社団法人京都府介護支援専門員会研修センター

京都市中京区新町通蛸薬師下る百足屋町374-2
くろちく万蔵ビル3階

- ・京都市営地下鉄烏丸線「四条」駅
- ・阪急京都線「烏丸」駅
- 24番もしくは22番出口より徒歩5分

<建物外観>



代議員紹介

令和2年5月に代議員選挙が行われました。今回は新任の代議員3名にコメントをいただきました。

今年度から代議員をさせていただきます、中丹ブロックの藺田です。初めての事ばかりでご迷惑をおかけするかもしれませんが、ご指導いただければ、うれしいです。新しい生活様式が提唱され、直接、顔を合わせて、会員同士が集まって学んだり、論議する機会が減ってきています。こんな時だからこそ、孤立する介護支援専門員がないよう新しい形をともに考えていけたらと思っています。地域の声をきちんと届けられるよう微力ながら尽力します。

(中丹ブロック 藺田 久美子)

左京南地域包括支援センターの社会福祉士として5年目に入りました。
新型コロナの影響は包括支援センターにもおよんでおり、これまで取り組んでいた介護予防活動や認知症の啓発活動も今春からは中止となり、地域の声を聴く場も失われてしまいました。

しかし、『WITHコロナ』の時代をむかえ、嘆いてばかりもいられません。地域だけでなく介護支援専門員会でも新しい繋がり方が求められているなか、代議員として少しでもお力になれたらと考えています。

(京都市北東ブロック 新田 純子)

相楽ブロック代議員に選出して頂きました山川淳と申します。どうぞよろしく願いいたします。

木津川市内で居宅介護支援事業所を立ち上げ5年が経ちます。コロナでの影響とえば、利用者様の利用自粛による筋力低下と認知症状の進行などマイナスにはたらく事が多く介護サービス利用の大切さを痛感したところ。それにより生活環境を戻していくのに苦労をしたことが印象に残ります。

さて、介護支援専門員を取り巻く現状は、報酬改定が行なわれる度に不安に満ちていくように思われます。今まさにAI時代に入中、介護支援専門員は、存在すら厳しい状況なのかもしれないという事を肝に銘じケアマネジャー同士の団結力を上げていかななくてはならなく、介護支援専門員会として取りまとめていくそのお手伝いをさせて頂ければと思っています。そしてこのコロナ禍において、まさしく利用者に対して専門職の意義と変革を持って存在し続ける事が、介護支援専門員でなければという領域を守り続けるため介護支援専門員会を通しその課題にあたらせていただければと思います。

(相楽ブロック 山川 淳)

事務局からのお知らせ

■ 口座振替手続きのお願い

会費のお支払いは口座振替をお願いしております。手続きがお済みでない会員様に「預金口座振替依頼書」を同封しております。11月末日までにご記入・押印のうえご返送をお願いいたします。

■ 会員情報の更新について

現在ご登録いただいている会員情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス・勤務先等）に変更がある場合は、同封の異動届をご提出ください。当会ホームページの入力フォーム（<http://www.kyotocm.jp/contents/transfer/>）からの送信も可能です。

なお、本年度で退会をされる場合は、手続きの都合上12月末までに退会届のご提出をお願いいたします。

住所・氏名・勤務先等の
異動届



■ メールマガジンのご案内

メールマガジンは介護保険や医療保険の制度関連の最新情報のほか、当会が実施する企画研修の案内や介護支援専門員にとって必要な情報が満載です。当会ホームページ「メールマガジン申込フォーム」からお申込み、または「mail@kyotocm.jp」宛にメールにてお申込みをお願いします。（携帯電話のメールアドレスをご登録される場合は受信拒否設定の解除、「mail@kyotocm.jp」からの受信許可設定をお願いします）

宛先 mail@kyotocm.jp

件名 メールマガジン希望

本文 会員番号／氏名／配信希望メールアドレス

編集後記

「新しい生活様式」が始まった今、一人一人が感染しないよう、感染させないように気をつける意識が高まり、一人一人が感染発生を抑えることが大切になっています。誰もがソーシャルディスタンス、マスク着用、手洗い、手指消毒が習慣となってきました。私たち介護に関わる専門職は、感染源を「持ち込まない」「持ち出さない」「拡大させない」ためには、高齢者の特性をしっかりと理解し、私たちも含めすべての人が感染している可能性があるという前提で対応することが必要になっています。

感染予防のため、自宅に閉じこもる高齢者は少なくありません。食事やたまたに抜かしてしまう、人との接する機会が少なくなり会話がなくなり、心と体、脳の機能が低下していきます。免疫力が低下すると、さらに感染リスクが高まります。免疫力を高めるためには、高齢者が適度な運動を行い、栄養バランスの良い食事をとり、心の健康を保ち、質の良い睡眠が求められます。新型コロナウイルスの感染再拡大する中、介護支援専門員としてどのように支援していくかが今の課題であると思います。

（広報委員 山田 英雄）

京都ケアマネ・ポート64号

2020年10月1日発行

発行人：井上 基

広報委員長：中嶋 優

広報委員：北野 太郎 柴田 崇晴 村上 晶之 橋本 かおり 山田 英雄 松本 善則

発行元 公益社団法人 京都府介護支援専門員会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971

E-mail: info@kyotocm.jp URL: <http://kyotocm.jp/>

京都銀行 府庁前支店 普通口座 4151049 シャ) キョウトフカイゴシエンセンモンインカイ